

平成28年5月31日

改正

平成28年10月31日

令和2年3月30日

新潟市西区農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

新潟市西区農業委員会
会長 本間 雄一

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、新潟市西区農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

なお、この指針は、新潟市農業構想（平成27年4月策定）が令和4年度に目標を定めていることから、同様に令和4年度を目標とし、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に合わせて、目標設定の考え方や取組方法について、検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については、別途「活動計画」に定める。

記

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の減少目標 年間3ha

【目標設定の考え方】

- ・新潟市農業構想（H27年4月策定）では、令和4年度の水稲作付面積の目標値を現状維持の24,500ha（H25年）としており、西区管内の農地面積3,903ha（2015農業センサス）に対して、遊休農地は36.6ha（R2年1月末）と市全体の34%を占めている。毎年、解消する一方で逆に発生する部分もあり一朝一夕には進まないのが現状。近年、国家戦略特区を活用した企業等の参入による解消という大きな動きもあることから、現状よりも少し高いレベルの目標として、年間3haの減少を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・農地パトロールや農地利用意向調査を通じて遊休農地の状況や所有者の意向を確認し、自力解消及び農地中間管理機構を活用した貸し付け等の働き掛けを徹底するとともに、地元農家と地域情報に詳しい農協と連携し、現場に入って調整する中で、さらに一層の遊休農地の解消を図る。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 農地集積率 85% (令和4年度)

【目標設定の考え方】

- ・新潟市農業構想（H27年4月策定）では、令和4年度の担い手への農地集積率の目標値を85%としていることから、令和4年度の目標値を85%とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・市策定の「人・農地プラン」の実質化を促進し、地域での農業者等の話し合いの調整・推進を一層活性化させ、農業委員と農地利用最適化推進委員が市と役割分担し実施するとともに、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法を活用し、利用権設定等により担い手への農地利用集積を進める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 12経営体 (令和4年度までの各年度)

【目標設定の考え方】

- ・新潟市農業構想（H27年4月策定）では、平成27年度から令和4年度までの各年度の新規就農者数の市全体の目標値は70経営体であり、過去の管内の新規就農者数の推移及び市全体に占める管内の割合を考慮し、令和4年度までの各年度の目標値を12経営体とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・新規参入に関する窓口として、農業委員会は市と連携し各種補助制度や有利な融資制度に関する情報のほか、主に農地に関する情報を提供する役割を担うとともに、青年や女性の新規就農者、企業参入者の掘り起こしを行うため、就農候補地の斡旋や農地所有者との架け橋を行うなど支援活動を行うことにより、新規参入の促進を図る。